

## 羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月24日(金)午後1時30分から午後3時
2. 開催場所 羽生市役所 3階 302会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	増田 一幸		7番	中島 牡雄	(会長)
2番	大越 君雄	(会長代理)	8番	五月 女秀作	
3番	飯塚 真砂美		9番	大貫 勇一	
5番	川島 幸雄		10番	濱野 一郎	
6番	高澤 憲司		11番	金子 重弥	

### 4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

### 5. 農地利用最適化推進委員 14名

### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原 繁  
事務局次長 根岸 紀夫  
主任 高見 直輝 (書記)

## 7. 会議の概要

議 長	ただ今から、5月定例農業委員会を開会いたします。	
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。	
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。	
	(異議なし)	
	それでは指名いたします。	
	11番 金子重弥委員、1番 増田一幸委員のご両人をお願いします。	
	ただちに議案審議に入ります。	
	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。	
	事務局	事務局より説明いたします。
	10番	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、受付番号197号、198号、199号では、譲受人が同一のため一括して、ご説明いたします。申請農地は、譲受人の住宅のすぐ西側で、現在、耕作している農地に近接していることから、利便性が良く、今後、耕作していきたいことから、所有権を売買するものです。また、各号とも申請の事由は、農業経営の拡張で問題ないと思われます。その外、機械、労働力、技術、通作距離、耕作状況等についても問題がないと思われます。以上により、農地法第3条第2項の各号に該当していないことから、許可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で事務局からの説明を終了させていただきます。		
受付番号197、198、199号について調査報告いたします。		
まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)		
過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。		
申請地は、(詳細に説明)です。		
なお、譲受人の誓約書が添付されていますので朗読いたします。		
この度、私が農地法第3条の規定による許可申請をいたします農地		

	<p>は、農業経営を拡張するためのものであり、決して他の用途に転用したり転売転貸はいたしません。また、不耕作等、隣地等に迷惑をかけないことを誓約いたします。なお、今回の申請にあたりこれを履行しない場合は、許可を取り消されても何等異存はありません。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
議 長	<p>以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。</p> <p>ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p> <p>(発言なし)</p> <p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p> <p>ただいま議題となっている議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「起立」願います。</p> <p>(起立全員)</p> <p>起立全員でありますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。</p>
(議案第2号)	<p>引き続き、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号200号から207号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。はじめに、受付番号200号、201号、204号、205号及び207号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満等である「第2種農地」と判断しました。202号及び203号の農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。また、206号では、羽生インターチェンジより半径300メートルの範囲内に存在するため、「第3種農地」と判断しました。なお、「第1種農地」及び「第2種農地」は原則不許可、「第3種農地」は原則許可となります。受付番号200号及び202号では、自己用住宅を設けるものです。200号では、譲受人は、姉妹(しまい)となっています。現在、譲受人は、両親と同居及び敷地内の別宅に両親、子供2人の6人で住んでいます。子供も成長し、手狭になっていることから、自分たちの住宅の建築を考えていました。申請農地は、今の住まいのすぐ西側に隣接し、生活習慣を変えず暮らせることで、とても住みやすく、また、譲渡人の了解を得られたことから、自己用住宅敷として</p>

申請するものです。202号では、譲受人は、現在、熊谷市の実家で、
母親と2人で暮らしています。今年、結婚をすることが決まり、将来
のことを思い、自分の住宅の建築を考えていました。申請農地は、南
羽生駅や須影小学校に近く、近隣には、国道122号線や大型ショッ
ピングモールがあるなど、住環境がとてもよいことから今回、自己用
住宅敷として申請するものです。受付番号201号及び205号では、
建売住宅を設けるものです。201号では、譲受人は、行田市に事
務所を置き、平成3年から主に不動産業を行っている法人です。申請
農地は、既存住宅に介在し、南羽生駅や須影小学校に近く、近隣には、
国道122号線や大型ショッピングモールがあるなど、とても住環境
の整備された場所とのことです。このことから、建売住宅の建築を計
画したところ地権者の同意を得られたことから、今回、3棟分の建売
住宅敷として申請するものです。205号では、譲受人は、東京都練
馬区に事務所を置き、昭和42年から主に不動産業を行っている法人
です。申請農地は、市街化区域に隣接し、近くには、南羽生駅や、国
道125号線及び大型ショッピングモールがあるなど、とても住環境
の整備された場所とのことです。このことから、建売住宅の建築を計
画したところ地権者の同意を得られたことから、今回、5棟分の建売
住宅敷として申請するものです。受付番号203号では、譲受人は、
市内に事務所を置き、昭和57年から主に樹脂製品製造業を行ってい
る法人です。現在事業も順調に推移し、工場の生産もフル活動で行っ
ている状態とのことです。しかしながら、今後、生産力を向上するた
めには、資材置き場や従業員増加に伴う駐車場が不足してしまうこと
から、今回、工場敷地の拡張として申請するものです。（平成20年
10月に除外許可済）受付番号204号では、譲受人は、東京都豊島
区に事務所を置き、平成25年から主に太陽光発電事業を行っている
法人です。申請農地は、先月、議案第2号、受付番号174号で太
陽光発電施設敷として申請された農地のすぐ北側に位置しています。
今回、その太陽光発電施設を設置するにあたり、工事機材等の置き場
が必要となり、譲渡人の了解も得られたことから、一時転用の資材置
き場敷として申請するものです。受付番号206号及び207号では
太陽光発電施設を設けるものです。206号では、譲受人は、福井県
福井市に事務所を置き、昭和28年から主に建設業を行っている法人
です。近年では、環境問題を視野に入れ、太陽光という自然エネルギ
ーを活用した事業も展開しています。申請農地は、羽生インターチェ
ンジより半径300メートル以内にある農地で、農地転用は原則、許
可となる場所です。また、農地としての広がりがなく、集積も難しい

	<p>ことから、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。207号では、譲受人は現在、富士見市に在住し、自営業を営んでいます。業績は横ばいとなっており、今後の生活の安定を図るため、環境にも優しい太陽光発電施設に興味を持っていたそうです。申請農地の周辺には、すでに、太陽光発電施設が建ち並び、太陽光を遮る高い建物がなく、採算性も十分に見込めることから、今回、太陽光発電施設敷として申請するものです。なお、2つの案件では、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。また、各号とも農地の区分、転用目的に問題はないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても問題ないと考えます。</p>
3番	<p>受付番号200号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、私たち申請者 <input type="text"/> は、父 <input type="text"/> 所有の羽生市 <input type="text"/> 上の敷地建物に両親と <input type="text"/> の6人で居住しておりますが、同敷地建物は父が生業としている建築業との併用住宅です。子供も中学生になり成長とともに手狭になり、何かと支障をきたす日々を過ごしてきました。今回の申請地は、現在居住する敷地の隣接地であり所有者である <input type="text"/> 様より、古くからの知人の関係もあり、農地ではありますが譲渡してもよいとの回答を得ることができました。私たちにとりましては、今後両親も年を重ねることを考え、新たに居宅を新築できる場所としては、申請地が最適と考えます。つきましては、周辺農地への被害が発生しないよう十分な措置を取り、また、万が一被害が発生した場合には適切な対応を取ることを誓約いたしますので関係機関の皆様には、寛大な処置をお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
9番	<p>受付番号201号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p>

	<p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私どもは、住宅環境の良い羽生市において、お住まいになる方にとってさらに利便性の高くそれでいて住環境が整った、街づくりのお手伝いの一環となる土地を探しておりました。お住まいとなる方の対象は、20代から30代前半の夫婦で、まだお子様が幼く、共働きをしている家族であり、休みの日は、公園で家族一緒に過ごしたり、買い物をしたりと、郊外にてゆとりを持った住まいを探している方を対象としておりました。そのため、敷地内に車が2台は停めることができ、そこそこのガーデニングもできる庭もあり、近くには公園やショッピング施設などもある場所を選定し、探して参りました。したがって、おのずと1区画300㎡以上は欲しくそのような土地を探しておりました。その経緯の中で当該地は、敷地の面積も閑静な周辺地域としても要件を満たしており、それに加えて東武線南羽生駅や須影小学校も近く、またイオンモール羽生も最寄にあり、当社としても絶好のロケーションであると強く認識いたしました。当社としては、許可後の工事等は役所様のご指導のもと、最新の注意をもって隣地の農地に影響の出ないように施工して参ります。よろしくご配慮くださいますようお願い申し上げます。</p>
9番	<p>受付番号202号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>現在、熊谷市の実家（借家）にて生活をしておりますが、今年結婚をすることになり、今後のことを考え十分な広さの住居を構えたいと思っておりましたが、自己所有の土地、建物は無い為、建築できる土地を探しておりました。住宅の選定に際し、母と妻が羽生市で仕事をしていることもあり、羽生市内で土地を探していたところ、今回、羽生市大字須影に住宅用の敷地として、土地を譲っていただけることになりました。こちらの土地は、近くに小学校や大型商業施設などもあり、生活していく環境が整っているため、ぜひこちらの土地で家族3人で住宅を建て暮らしていきたいと思っております。何卒、ご許可願いたくよろしく願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
8番	<p>受付番号203号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p>

	<p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は羽生市今泉にて、プラスチック材を使用した壁材料、床材料、そしてPPと呼ばれる透明奔放材等を生産している会社です。現在、海外状況の不安定要素から、化学産業や石油製品を扱う企業は、原料である石油製品の価格の不安定さ、高等に頭を悩ませている状況ではありますが、現在当社が生産する製品のうち、床材や壁材を生産する工場における原料の多くは建築材料や弊社の工場ラインからの回収を行ったリサイクル原料を使用しており、先の原料の入手難にも柔軟に対応できること、昨今話題となっている環境問題に十分寄与できることも含め大変注目されており、現在は工場生産能力をフル稼働させていただくまでの需要にまでに成長して参りました。会社もそれなりに呼応し、更なる事業展開を見据え、工場ラインの効率化、機械化とさまざまな対応を進めて参りました。しかし、限られた向上規模では自ずから限界もあり、平成25年度に敷地内において床材工場の増築を行うに至り、生産能力の確保に一定の目処をつけることができました。しかしながら、本来、生産拠点は生産能力だけでなく、使用資機材の確保、保管、生産製品の在庫等、生産を行う施設のほかにさまざまな施設が必要となりますが、現在の敷地では、その用地が確保できないために工場機能を十分に発揮することができないため、可及的速やかに、敷地規模を拡張し、資機材置き場やそれに付随する施設の確保が必要となり、平成27年に指令加農振第5-345号及び第2-9号により転用を完了し、工場用地として利用させていただいております。しかし、現状の工場生産能力に比べ、資材ストック場所の不足、従業員駐車場の不足等が目立ち始めたため、近隣の地権者様と交渉を重ね、この度お譲りいただくことを了承していただくに至ったため本件申請に望むことになりました。本件敷地に関しては、その現在計画について関係官庁と十分な協議打ち合わせを行い、転用の申請をさせていただきたいと考えております。何卒、ご理解いただきご許可のほどお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
5番	<p>受付番号204号について調査報告いたします。</p>
	<p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p>

	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	このたび、羽生市大字藤井上組字鶴指 番外10筆、面積
	m <sup>2</sup> の土地について、土地所有者と協議が整い現在、農地法第5条に
	より、許可申請中ではありますが、許可をいただいた後、工事着工にあ
	たり、太陽光施設工事の際に器材の置き場が必要になりますので、検
	討いたしました結果、施設に隣接する土地について所有者と交渉いた
	しましたところ、「一時的であれば」との条件で了承していただきました
	ますので、許可賜りたく、よろしくお願い申し上げます。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
10番	受付番号205号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ
	、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	申請地周辺は近年道路整備が進み、戸建住宅の需要が見込めるため、
	以前より弊社にて申請地近辺で優良な戸建て建築用地を物色していた
	のですが、性津堂状態・排水・生活の利便性の問題でなかなか良い土
	地を見つけることができず困っていたところ、申請土地をお譲り下さ
	るとのお話をいただきました。申請地附近は下水道が整備されておら
	ず排水の問題がありそうでしたが、羽生市の管理する水路への排水が
	可能であることから、排水についても問題ないものです。申請地
	近くにドラッグストアセキ薬品南羽生店、スーパーマーケットのココ
	モケンゾー等購買施設も充実しており、生活するのに便利のいい立地
	で理想的な環境にあると思われま。申請地は市街化調整区域内の土
	地ではありますが、開発区域外周をコンクリート擁壁で加工ことによ
	り、建築（工事）しても近隣のうちに被害を及ぼすことのないため、
	当地を選定した次第です。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
10番	受付番号206号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ
	、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。



	<p>弊社は、福井県に本社がある企業です。低炭素社会を目指す機運の中、太陽光という無尽蔵のエネルギー普及事業を行っております。北関東エリアは、北陸に比べ日照条件が良く、日照が豊かで晴天率が高く、塩害や豪雪、風雪の置きにくいエリアのため、太陽光発電事業を行うのに適しています。そのようなエリアで新聞折り込み広告を行い、太陽光発電用地の買付け事業をしております。今回、新聞折込広告を見て問い合わせを戴いた土地について、太陽光発電所設置場所として適しており、譲渡人と話がまとまり申請いたします。今回申請地および譲渡人について、譲渡人は80歳台、農業経験なし。息子は別居（千葉県在住）、世帯持ち、農家以外の仕事に従事している。申請地を5年位前まで農家に貸して賃料を得ていた。耕作人が高齢により作業が困難になり、以後草刈りは年2回してもらっている。工作者を探してもらってはいるが、借り手がなく現在に至っている。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
2番	<p>受付番号207号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私は現在現住所において、生活関連の自営業を経営しております。業績は横ばいの状況を維持しておりますが、世界全体が経済的に不安定に推移しております。そこで将来の生活の安定を図るため、再生可能エネルギーに着目し、太陽光による売電事業を計画し、収益を図ることを計画いたしましたので、許可賜りたく、お願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
議長	<p>以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。</p> <p>ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。</p>
8番	<p>受付番号206号はどこが施工するのか。</p>
事務局	<p>自前で施工します。</p>
推進委員	<p>太陽光をやると路肩の除草等はどうなるのか。</p>
事務局	<p>羽生市環境課でガイドラインを作っていて現場には、責任者の連絡先を載せることとなっております。</p> <p>（発言なし）</p>
議長	<p>特に発言もないようですので、裁決に移ります。</p>
	<p>ただいま議題となっている議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに</p>

(議案第3号)	賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	引き続き、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
	事務局
	議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、ご説明いたします。受付番号208号では、平成30年11月21日付で、太陽光発電施設敷として農地転用の許可がされた案件となっています。今回、事業の計画者より、当初の申請では、盛土はしない計画で農地転用許可がされました。しかしながら、申請地の草苧等を行ったところ、土地の高低差が大きく、設置が困難であることから、今回、盛土を実施するため、許可後の計画変更申請を行うものです。以上で、議案第3号についての説明を終了させていただきます。
3番	受付番号208号について調査報告いたします。
議 長	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ
	、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。
	申請地は、(詳細に説明)です。
	計画変更の理由は、高低差があり、整地ができないこと。現況のままでは、雨が降ると、水溜りができる状態であること。管理する上で支障が出ることとのことです。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくをお願いします。
議 長	以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。
	ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。
推進委員	盛土の高さは、どれぐらいの高さとなるのか。
事務局	今回の申請については、盛土の関係となりますので県の東部環境管理事務所に申請が出ております。そこで盛土に関係する条例についてはすべてクリアしております。高さについては、基準高があり、海拔から18.8メートルとなり、平らに整地していきます。現在の高さから70センチメートルから1メートル前後の盛土となります。
	(発言なし)
議 長	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送

	付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	(挙手全員)
	挙手全員でありますので、議案第3号農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
	以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項1 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地の、権利の移転が伴う転用を行う場合に届出を行なうものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員さまの調査・審議もございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり住宅敷として2件、駐車場敷として1件ございました。ご確認の程、宜しく願います。
	報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定に係る合意の解約によるもので、6件ございました。ご確認の程、宜しく願います。
	報告事項3 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県知事許可となりました案件の4月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、4条が3件、5条が8件ございました。関係なされました委員様におかれましては、資料の整理の程、宜しく願います。
	以上で、議案に関係します報告事項を終了させていただきます。
	続きまして、
	① 6月の定例農業委員会の日程について
	② 農地相談会について
	③ 利用権の設定について
	④ 視察研修会について
	⑤ 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
	⑥ 土地利用型スマート農業研修会について
議長	(発言なし)
	以上で、本日の全日程を終了いたしました。
	これにて、閉会といたします。

上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、  
ここに署名する。

令和元年 5月 24日

会 長

署名委員

署名委員

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_